

農山漁村振興交付金（農村RMOモデル形成支援）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

集落機能の維持・強化を図るため、地域の協議会が行う農村型地域運営組織（農村RMO※）の形成に向けた将来ビジョンの策定等の取組みに支援します。

※農村RMO：複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織

3 利用対象者

その他（複数の集落を含む地域協議会）

4 支援内容

(1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法※指定地域 等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法 ほか

(2) 対象経費：将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を実施するために必要な経費

(3) 補助率：定額（上限1,000万円）

(4) 事業期間：上限3年間

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：中山間棚田・農村づくり担当

(3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当・電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339（企画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

集落営農活性化促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやビジョンに基づく人材の確保、新たな作物の導入等の具体的な取組みを支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略を定めたビジョンを作成
- 成果目標の設定

(2) 対象経費：

- (1)で示したビジョン作成に係る経費
- ビジョンの実現に向けて行う具体的な取組みのうち、以下のもの
 - ① 人材の確保
 - ② 収益力向上に向けた取組み
 - ③ 組織の法人化
 - ④ 共同利用機械等の導入経費

(3) 補助率：

- ビジョン作成に係る経費 … 定額
- 人材の確保 … 100万円上限／年（最長3年間）
- 収益力向上に向けた取組み … 定額
- 組織の法人化 … 25万円
- 共同利用機械等の導入経費 … 1／2以内

(4) 補助上限額：1,000万円（1ビジョン当たり3年間の取組の合計額）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和7年度分は令和7年2月中旬～3月上旬に実施

※令和7年度分の募集は終了しておりますが、随時相談は受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2296

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：	村山総合支庁農業振興課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 3
	最上総合支庁農業振興課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 9
	置賜総合支庁農業振興課	0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
	庄内総合支庁農業振興課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 7 2 4

棚田基金活用事業費補助金（棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（地域振興、地域づくり）

2 事業概要

高齢化等により営農活動が困難となることが予想される棚田地域において、地域の企業等が販路も含めて生産による棚田の保全や営農継続できる体制を確立していくための枠組みをモデル的に構築するための実証経費について助成します。

3 利用対象者

その他の企業・団体・個人

※農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、事業協同組合等により構成される、棚田地域の保全を目的として広域に連携を行う協議会等

4 支援内容

- (1) 補助要件：階段状に分布した主傾斜20分の1以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の2分の1以上を占める地域であること（＝棚田地域）
- (2) 対象経費：実証に係る保全活動に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：30万円
- (5) その他：支援期間は最長4年間

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：中山間・棚田振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2495

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：企画担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1339
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6056
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549

農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金
(食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策事業)

1 対象品目・分野

○その他（6次産業化、食品加工、流通）

2 事業概要

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応（輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定への対応を含む。）並びにI S O（国際標準化機構）、G F S I（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機J A S及びハラル・コーシャ等の認証取得への対応に必要な施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援します。

3 利用対象者

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。）

- (1) 法人
- (2) 地方公共団体 ほか

4 支援内容

(1) 補助要件：

- G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること
- 全体事業費が1千万円を超える場合にあっては、金融機関その他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付を受けて事業を実施すること
- 事業実施主体において、H A C C Pチーム（H A C C P研修受講者を必ず含むこと。）が編成されていること
- 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること
- これまでに本事業又は類似事業を実施した者にあっては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること
- その他、ハード事業に係る一般的な基準を満たすこと
- 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること ほか

(2) 対象経費：

①施設等整備事業

輸入条件への対応、輸出向けH A C C P等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設等の整備（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費

②効果促進事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に係る費用、検疫や添加物等の規制への対応や輸出向けHACCP等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、上記①施設等整備事業と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費

- (3) 補助率：1／2以内
- (4) 補助上下限額：250万円～5億円

5 募集期間

- (1) 募集期間：未定ですが、御相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：輸出推進係
- (3) 電話番号：023-630-3069

農林水産業デジタル活用支援事業費補助金

1 対象品目・分野

○その他（6次産業化、販売）

2 事業概要

農林水産物の販路拡大を目的として行う、ECモールへの出店に対し支援を行います。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、その他の企業・団体・個人、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産業協同組合

4 支援内容

(1) 補助要件：

県産農林水産物をオンラインで販売するため、ECモールに出店すること。

(2) 対象経費：

ECモールへの出店にかかる経費（ECモールに構築するページの制作委託費を含む。）

(3) 補助率：1／2以内

(4) 補助上限額：85千円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和7年5月上旬～7月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当（係）名：農産物流通販売推進担当

(3) 電話番号：023-630-2221

山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

農林漁業者や食料品製造業者等が取り組む加工食品の新商品開発や既存商品のブラッシュアップについて支援します。

3 利用対象者

県内に主たる事業所等を有し、以下のア～エに該当する者（ただし、過去3年間に2回以上交付決定を受けた者を除く）

ア 農林漁業者

イ アまたはアの委託を受けて一次加工を行う食品製造業者と連携する食品製造業者

ウ ア、イのいずれかと連携する販売業者（卸売業者及び小売業者）

4 支援内容

(1) 補助要件

- ① 原材料に県産農林水産物（県産米粉含）を使用すること（農林漁業者にあつては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物であること）
- ② 商品の最終製造（事業実施主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造）は県内で行うものであること
- ③ 農林漁業者の場合は、事業完了3年後に、事業対象商品の販売額が1.2倍以上になること
- ④ 食料品製造業者、卸売業者及び小売業者の場合は、事業対象商品の3年目の販売額が2年目の販売額と比較し1.2倍以上になること
- ⑤ 商品完成後、知事が別に指定するコンテスト等に出展すること
- ⑥ 開発する商品の製造・販売に必要な許可（食品衛生法の営業許可等）又は開始の届出をしていること
- ⑦ 持続可能社会の実現に向けて、次のいずれかを満たす場合は優先的に採択する。
ア 環境保全型農業により生産された県内農産物を使用すること
イ 食品ロスや包装資材など廃棄物の削減につながること

(2) 対象経費

会議等開催費、調査検討費、市場調査費、新商品開発費・既存商品改良費

(3) 補助率：1／2以内

(4) 補助上限額：50万円（パッケージ改良のみの場合は20万円）

(5) その他：

詳細は、令和7年度交付要綱及び公募要領を参照のこと

5 募集期間

(1) 募集期間：別途通知

(2) 申請書類（様式）の入手先：山形県ホームページからのダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当（係）名：販路開拓・食ビジネス推進担当

(3) 電話番号：023-630-3192

農山漁村振興交付金 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）
（地域資源活用・地域連携推進支援事業）

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

2 事業概要

下記5つの取組みについて支援をします。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ② 新商品開発・販路開拓の実施
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、事業協同組合、大学・試験研究機関、農業委員会、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業集落、漁業生産組合、水産業協同組合、漁業・水産加工団体、一般の事業者、NPO法人、水産加工・流通業者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 地域要件

特定農山村地域、振興山村、過疎地域、特別豪雪地帯、中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域、農業振興地域 等

○ 事業実施主体

事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特任団体である場合は、多様な事業者による連携体制を構築済みであること又は構築が見込まれ、連携体制には事業実施主体を含む3者以上を構成員とし、農林漁業者を必ず含むこと。 等

(2) 対象経費：

① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進

調査・検討、成分分析、実需者評価会実施 等に係る経費

② 新商品開発・販路開拓の実施

新商品試作、パッケージデザイン開発、成分分析、販路開拓（試食会・試験販売・商談会出展等）等に係る経費

③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組

検討会・研修会開催、新商品開発、消費者評価会実施、イベント実施、効率的な集出荷システム構築の実証 等に係る経費

④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組

経営戦略の策定、事業実施体制の構築、ワークショップ等を通じたビジネスアイデアの創出、新事業・サービスの展開 等に係る経費

⑤多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

新技術等の導入実証、試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造方法の確立、新商品等の試験販売、販路開拓 等に係る経費

※①～④については、事業の実施と合わせて取組みに必要な簡易な施設の整備が可能

(3) 補助率：①～④については1／2（上限500万円）

⑤については定額（上限500万円）

※①～④と⑤を併せて行う場合は総額で500万円を超えない額

5 募集期間

(1) 募集期間：

令和7年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、御相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) 担当(係)名：販路開拓・食ビジネス推進担当

(3) 電話番号：023-630-3029

そば安定生産等対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

そばの安定生産を図るため、湿害対策技術等の取組に必要な経費を支援します。

3 利用対象者

- 農業を営む法人
- 営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
- 農業協同組合
- 事業協同組合
- 地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

①湿害対策技術の導入

収量の増加

②複数年契約取引

- ・ そばの複数年契約取引先を1者以上増加
- ・ そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加

③国産そばの新規需要拡大

- ・ 連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加
- ・ 連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加
- ・ 国産そばを活用した新商品を1つ以上開発

(2) 対象経費及び補助率等：

・ (1)の①の経費

ア 技術講習会・栽培実証等：補助率10/10以内（補助金の上限：300万）

イ 湿害対策技術の導入：2,000円/10a

ウ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入：補助率：1/2以内（補助金の上限：1,000万円/台）

・ (1)の②の経費

1,000円/10a（補助対象面積：新たな複数年契約取引数量に係る面積）

・ (1)の③の経費

補助率1/2以内（国産そばに係るニーズ調査、国産そばを活用した新商品の開発、販路拡大のためのマッチング・PR）

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます

（市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問 合 せ 先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課
- (2) 担当(係)名：作物振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：農産振興担当(村山)、生産流通担当(最上・置賜)、
農産園芸担当(庄内)
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1315
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6051
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5521

畜産生産持続強化支援事業費補助金（ソフト支援）

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

営農集団や法人経営体等が行う生産性向上のための技術開発・研修、畜産物の販路開拓活動等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、その他の企業・団体

4 支援内容

- (1) 補助要件：事業実施主体の所得向上及び県産畜産物の付加価値向上に資する取組

みであること。

- (2) 対象経費：畜産物の技術開発経費、加工技術研修会への参加費、販路開拓活動費 等

- (3) 補助率：1/3 以内

- (4) 補助上限額：32万円（96万円×1/3）

- (5) その他：市町村と協調補助の場合は1/12を上限に上乗せ

※県が5/12、市町村が1/12を補助した場合、合計の補助率は1/2となります。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和7年4月中旬～5月中旬

- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課

- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

- (2) 担当（係）名：畜産振興担当

- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5504